議第 1478 号

金沢都市計画区域区分の変更について
（石川県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分
「計画図表示のとおり」変更する。

2. 人口フレーム

区分 ＼ 年次	平成 12 年（基準年）	平成 22 年（目標年）
都市計画区域内人口	525,200 人	547,800 人
市街化区域内人口	489,600 人	514,200 人
配分する人口	―	512,180 人
保留する人口	―	2,020 人
（特定保留）	―	2,020 人
（一般保留）	―	0 人

【理由】
大友地区及び大河端地区において、計画的な市街地整備の実施が確実となったため、第 5 回一斉見直し時に保留された「特定保留フレーム」及び「一般保留フレーム」の範囲内で、当該地区を市街化区域に編入しようとするものである。

（参考）

1．都市計画区域の概要

金沢都市計画は、金沢市、野々市町、内灘町の 1 市 2 町からなる都市計画である。都市計画区域、市街化区域および市街化調整区域の面積規模は下表のとおりである。

都市計画区域等の面積規模　（最終変更H18.5.12）（単位：ha）

市町村名	行政区域	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
金沢市	46,777	22,300	9,881	15,081
内灘町	2,038	1,306		
野々市町	1,356	1,356		
合　計	50,171	24,962		

2．変更方針

第 5 回一斉見直し時にいては、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の決定に伴い人口フレームの変更を行っているが、市街化区域内人口の目標値に相当する面積すべてを具体の市街化区域として設定せず、人口フレームの一部を保留している。この保留フレームの範囲内において、増加する人口・世帯数に対応すべく住宅地を供給するため、具体的な市街地開発事業等の面整備の実施が確実となった時点で､当該区域を市街化区域に編入できるものとしている。

今回、大友地区及び大河端地区（A=23.5ha）において土地区画整理事業による計画的な市街地整備の実施が確実となったため、市街化区域に編入しようとするものである。

3．変更の内容

(1) 人口

（単位：千人）

	前回計画（第 5 回見直し）			今回計画（保留解除）		
	行政区域	都市計画区域	市街化区域	行政区域	都市計画区域	市街化区域
平成 12 年	528.6	525.2	489.6	528.6	525.2	489.6
平成 22 年	551.0	547.8	（3.2） 514.2	551.0	547.8	（2.0） 514.2

（注）　市街化区域の平成 22 年人口には保留人口を含む。　（　）数字は保留された人口

(2) 面積及び人口密度

行政区域	都市計画区域	変更前市街化区域	今回変更面積			変更後市街化区域	保留された区域	可住地人口密度
			追加	除外	増減			
（ha） 50,171	（ha） 24,962	（ha） 9,881	（ha） 24	（ha） 0	（ha） 24	9,905	（ha） 50,171	（ha） 24,962

（注）　可住地人口密度は保留された区域を含まない。

(3) 市街化区域編入予定箇所

市町名	図面番号	地 区 名	面積（ha）	土地利用	編入理由
金沢市	1	大友地区	6.5	住居専用系 及び住居系	土地区画整理 事業・組合
金沢市	2	大河端地区	17.0	住居専用系､住居系及び沿道サービス系	土地区画整理 事業・組合